

要件	拠点病院	専門病院
診療体制	<p>1 専門医療等の提供 (1) 内科系及び小児科系領域において、要領別表1に基準として掲げられた検査・治療が全て可能 (2) 皮膚科・耳鼻咽喉科・眼科領域のいずれかにおいて、要領別表1に基準として掲げられた検査・治療が全て可能</p> <p>2 専門的知識・技能等を有する医師の配置 ・内科系、小児科系及び1-(2)に該当する診療領域において、常勤の指導医を配置 ・通常の診療時間帯において専門医による診療が可能 ※ 1、2について、小児専門病院については、小児科系領域のみについて適合すれば可</p> <p>3 患者指導を行う看護師等の配置</p>	<p>1 専門医療等の提供 内科系・小児科系・皮膚科系・耳鼻咽喉科系・眼科系のいずれかの領域について、基準として掲げられた検査・治療が全て可能</p> <p>2 専門的知識・技能等を有する医師の配置 ・1に該当する診療領域において、常勤の指導医を配置 ・通常の診療時間帯において専門医による診療が可能</p> <p>3 患者指導を行う看護師等の配置</p>
医療従事者の育成	<p>1 専門医の養成・資質向上を進める体制 内科系、小児科系及び前項1-(2)に該当する診療領域について、日本アレルギー学会認定の専門医教育研修施設であること ※ 小児専門病院については、小児科系領域のみで可</p> <p>2 アレルギー疾患治療に携わる医療従事者の育成計画 医師及び看護師等の中長期的な育成計画を有すること</p> <p>3 標準的治療・最新の知見等の普及 都と協力し院外を含めた医療従事者等の資質向上のための研修等が実施可能</p>	<p>1 専門医の養成・資質向上を進める体制 前項1の該当診療領域について、日本アレルギー学会認定の専門医教育研修施設であること</p>
情報提供及び普及啓発	<p>1 診療機能等に係る情報提供 医療連携促進のため、実施可能な診療等の範囲、診療実績等で都が定めるものの公表が可能</p> <p>2 一般の患者・家族等への普及啓発 患者・家族等のための普及啓発の取組を実施可能</p>	<p>左記に同じ</p>
調査研究	<p>都又は国が実施する調査研究に協力が可能</p>	<p>左記に同じ</p>